

掛川市規則第22号

東日本大震災に対処するための特別休暇の特例に関する規則をここに制定する。

平成23年5月2日

掛川市長

(別紙)

## 東日本大震災に対処するための特別休暇の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年掛川市規則第19号。以下「規則」という。）第17条第1項第23号及び第20条の規定の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別休暇の特例)

第2条 東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における規則第17条第1項第23号及び第20条の規定の適用については、同号中「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7日）」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、同条中「第17条第1項各号」とあるのは「第17条第1項各号（東日本大震災に対処するための特別休暇の特例に関する規則（平成23年掛川市規則第22号）の規定により読み替えて適用する場合を含む。））」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年5月2日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成23年12月31日限り、その効力を失う。